

令和8年度山梨県農地集約化促進事業配分基準

令和8年5月
山梨県

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記2の第9の3の規定に基づき、農地集約化促進事業配分基準を以下のとおり定める。

1 事業実施の考え方

国では、担い手への農地の集積・集約化を促進する観点から、農地集約化促進事業として「集約化加速タイプ」及び「地域集約化実現タイプ」により実施している。

また、令和3年12月から、農地中間管理機構を活用した農地の集約化を推進するため、「集約化奨励金」が新設され、令和6年4月からは、目標地図において将来の受け手が位置付けられていない農地であっても当該農地を集約化することで団地として取扱うこととされるなど、集約化への制度整備が図られている。

さらに、「中山間地域」における農地の集積・集約化を促進するため、「地域集約化実現タイプ」の交付要件における機構活用率の下限は、「中山間地域」は「一般地域」より低い割合とされている（一般地域80%、中山間地域60%）。

これらの国の方針などを踏まえ、農地集約化促進事業の配分は、「集約化加速タイプ」「地域集約化実現タイプ」の順とする。また、「集約化加速タイプ」「地域集約化実現タイプ」の配分に当たっては、本県の大半を占める中山間地域の集積を進める観点から、「中山間地域」、「一般地域」の順とする。

2 配分基準

(1) 農地集約化促進事業の配分

① 集約化加速タイプ

予算額が要望額に満たない場合は、以下の順で配分する。

順位	地域	同一地域内の順位
1	中山間地域	交付対象面積が大きい順 ^{※1}
2	一般地域	〃

※1：同一地域内の交付対象面積が同じ場合は団地面積のポイント増加が高い順で配分する。

② 地域集約化実現タイプ

集約化加速タイプの配分後に、予算額の範囲内で配分する。予算額が要望額に満たない場合は、以下の順で配分する。

順位	地域	同一地域内の順位
1	中山間地域	機構の活用率が高い順 ^{※2}
2	一般地域	〃

※2：同一地域内の機構活用率が同率の場合は、交付対象面積の大きい順で配分する。

(2) その他

農地集約化促進事業は、上記配分基準に基づき予算の範囲内で交付されることから、交付要件を満たしている場合であっても、支援金を交付できない場合がある。

3 交付単価

国が示している全国一律の交付単価とする。

【参考】

(1) 機構の活用率

機構への貸付総面積/地域の農地面積

(2) 団地面積のポイント増加

取組後（団地面積/地域の農地面積）^{※3}－取組前（団地面積/地域の農地面積）

※3：括弧は地域の農地面積に占める割合